

証券コード 4883

2025年3月11日

(電子提供措置の開始日 2025年3月1日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町3丁目11番5号

株 式 会 社 モ ダ リ ス

代 表 取 締 役
社 長 森 田 晴 彦

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.modalistx.com/jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

[https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)



Show=Show

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネットによって事前に議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら2025年3月26日（水曜日）午後6時までに電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日(木)午前10時(受付開始 午前9時30分予定)
2. 場 所 東京都中央区日本橋本町2丁目3番11号
日本橋ライフサイエンスビルディング201大会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 第9期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第9期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 会計監査人選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の体制及び方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」「会計監査人の監査報告書」を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

当社ウェブサイトにて、株主総会にご来場される際のご協力のお願い等、また今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合にお知らせいたしますので、ご確認いただきますよう、お願ひいたします。

<当社ウェブサイト>

<https://www.modalistx.com/jp/ir/meeting/>

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

ご推奨

書面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年3月26日(水)
午後6時までに到着

インターネット



当社指定の議決権行使サイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2025年3月26日(水)
午後6時までに行使

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

※ご来場いただいても、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

株主総会開催日時

2025年3月27日(木)
午前10時
受付開始:午前9時30分(予定)

インターネットにより議決権行使される場合の注意点

- ・同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・パスワードは、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

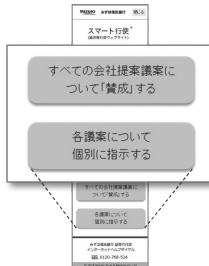
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 同封の議決権行使書用紙右片のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

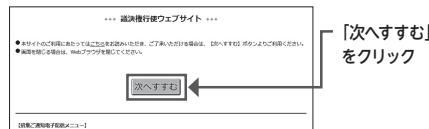
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

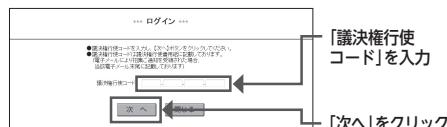
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

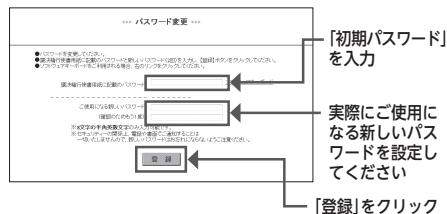
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 受付時間
年末年始を除く午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額1,441,083,135円を計上するに至っております。

つきましては、下記のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少することにより、当社の繰越利益剰余金の欠損を補填し更なる財務体質の健全化を図り効率的な経営を推進するとともに、将来の資本政策の機動性や柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額を720,541,568円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025年5月15日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額を720,541,567円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年5月15日を予定しております。

3. その他資本剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,441,083,135円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,441,083,135円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

資本調達手段の選択肢を広げ、かつ機動的な資本政策が行えるよう、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更させるものであります。

なお、当期に実施した第三者割当増資により、当社の発行済株式総数は69,403,998株となっております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 <条文省略>	第1条～第5条 <現行どおり>
第6条 <u>(発行可能株式総数)</u> 当会社の発行可能株式総数は、 100,400,000株とする。	第6条 <u>(発行可能株式総数)</u> 当会社の発行可能株式総数は、 <u>277,000,000</u> 株とする。
第7条～第40条 <条文省略>	第7条～第40条 <現行どおり>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされました。意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1	もりた 森田 晴彦	はるひこ	1969年8月9日生	<再任>
------------	--------------	------	------------	------

所有する当社株式の数 3,194,500 株
取締役会への出席状況 100% (19回/19回中)

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

- 1994年 4月 麒麟麦酒株式会社（現 協和キリン株式会社）入社
- 2002年 1月 Booz Allen Hamilton Inc.（現 PwC Strategy &）入社
- 2003年 11月 ワイズセラピューティックス株式会社 経営企画部長 兼 事業企画部長
- 2004年 4月 株式会社シンク・アンド・ゴー 代表パートナー
- 2004年 5月 株式会社ライフサイエンスノベーションマネジメント 取締役（現任）
- 2006年 3月 株式会社レグイミューン 代表取締役CEO
- 2016年 1月 当社 代表取締役社長（現任）
- 2016年 4月 EdiGENE Inc.（現 Modalis Therapeutics Inc.）CEO（現任）

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】

当社設立時から創業者として代表取締役を務め、高いビジョンを持ち、時代の先を読む視点から当社及び当社グループをリードし、事業の拡大や企業価値向上に尽力してきました。同氏は、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループ全体の企業価値向上に資する役割を務めており、当社グループの更なる成長と企業価値向上に不可欠であると判断し、同氏を引き続き当社取締役候補者といたします。なお、同氏の当社取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年2ヶ月となります。

候補者番号 2	たけだ ひでき 竹田 英樹	1958年9月25日生	<再任> <社外取締役> <独立役員>
------------	-------------------------	-------------	---------------------------

所有する当社株式の数 193,300株
取締役会への出席状況 100% (19回/19回中)

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

- 1983年 4月 藤沢薬品工業株式会社（現 アステラス製薬株式会社）入社
- 2009年 1月 株式会社Medical Patent Research 代表取締役（現任）
- 2011年 2月 株式会社日本網膜研究所（現 株式会社ヘリオス） 代表取締役
- 2016年 1月 当社 社外取締役（現任）
- 2018年 2月 株式会社シーテックス 社外取締役（現任）
- 2019年 3月 シンクサイト株式会社 社外監査役（現任）
- 2020年 12月 株式会社バイカ・セラピュティクス 社外取締役（現任）
- 2021年 3月 リードファーマ株式会社 社外監査役（現任）

【社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由及び期待される役割】

バイオメディカルの知的財産権分野等において、藤沢薬品工業株式会社（現 アステラス製薬株式会社）にて20年以上の豊富な知識及び幅広い見識を有し、また知的財産権のコンサルティング企業の経営者としての経験や見識を当社は高く評価しており、同氏を当社社外取締役候補者といたしました。引き続き社外取締役として当社の知的財産権に関する戦略への助言、また経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年2ヶ月となります。

候補者番号
3

ジョセフ・マクラッケン 1953年4月24日生

<再任>
<社外取締役>

所有する当社株式の数 一株
取締役会への出席状況 94.7% (18回/19回中)

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1997年 11月 Rhone-Poulenc Rorer Pharmaceuticals / VP Worldwide Business and Technology Development
2000年 8月 Genentech / VP Business Development
2011年 7月 Roche / VP Global Head of Business Development and Licensing
2013年 10月 Savara Inc. (SVRA) / Board member (現任)
2013年 12月 Alkahest / Board Member and VP Business Development
2014年 9月 NexVet / Outside Director
2015年 12月 株式会社レグイミューン 社外取締役
2018年 4月 Kindred Biosciences / Outside Director
2018年 8月 当社 社外取締役 (現任)
2019年 10月 Neuropore Therapies Inc. / Board member
2020年 3月 Lumos Pharma, Inc. (LUMO) / Board member
2024年 1月 Life Science Investment LLC/President (現任)

【社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由及び期待される役割】

複数の多国籍の製薬企業において事業開発部門のヘッドなど要職を務め、製薬業界で優れた実績を有し、研究開発を基礎とした事業分野における豊富な経験と高い見識から、中立的・客観的な視点に基づいた有効な助言をいただきしており、当社の企業価値の向上を図るうえで必要な人材と判断し、同氏を当社社外取締役候補者といたしました。引き続き社外取締役として、当社の事業分野における助言とグローバルな視点から経営に対する提言を期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年7ヶ月となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 竹田英樹氏及びジョセフ・マクラッケン氏は社外取締役候補者であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の所有する当社株式数は、2024年12月31日現在の状況を記載しております。なお、森田晴彦氏の所有株式数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメントが保有する株式数2,831,800株を含めた実質所有株式数を記載しております。
4. 当社は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、竹田英樹氏及びジョセフ・マクラッケン氏との間で、それぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、2016年1月以降の当社に所属する取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。被保険者が利益又は便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。原案どおり候補者の再任が承認された場合、引き続き当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。
6. 当社は、取締役候補者竹田英樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】取締役会の構成及び各取締役のスキルマトリクス

本総会において、第3号議案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者が選任された場合

氏名	当社における地位等	在任年数	企業経営	研究開発	知的財産	事業開発	グローバルビジネス	財務・会計・税務	法務コンプライアンス
森田 晴彦	代表取締役社長	9年2ヶ月	●	●		●	●		
竹田 英樹	社外取締役 独立役員	9年2ヶ月	●		●				
ジョセフ・マクラッケン	社外取締役	6年7ヶ月	●	●		●	●		
嶋根 みゆき	社外取締役 監査等委員 独立役員	6年3ヶ月	●	●					
田島 照久	社外取締役 監査等委員 独立役員	6年7ヶ月	●					●	
古田 利雄	社外取締役 監査等委員 独立役員	6年3ヶ月	●						●

- (注) 1. 取締役会を構成する取締役の専門分野をマトリクスにて示すもので、各取締役の有するスキル及び期待されるスキルのうち主なものに「●」印をつけております。
 2. どのスキルを有するかについては、スキル項目に関する専門資格のほか、スキルにかかわる業務経験や役職の経験に基づき判断しております。
 3. 人事、人材開発等の人財戦略は、企業経営に含めております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

なかむら
中村 栄作

1961年7月1日生

<補欠社外取締役>
<独立役員>

所有する当社株式の数 200株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

- 1987年 4月 丸紅株式会社 入社
2001年 10月 株式会社ペレブノ 代表取締役社長
2002年 9月 株式会社キャンパス 社外取締役
2006年 9月 バイオ・サイト・キャピタル株式会社 取締役東京支社長
2015年 5月 Acucela Inc.(現 Kubota Vision Inc.) 社外取締役
2016年 12月 窪田製薬ホールディングス株式会社 社外取締役
2017年 2月 一般社団法人こいのぼり 監事(現任)
2019年 3月 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 社外取締役
2019年 12月 ルカ・サイエンス株式会社 社外監査役(現任)
2023年 3月 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 社外取締役 監査等委員(現任)

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

総合商社の化学品部門にて化学品・医療・ハイテクを中心とした事業分野に長年携わり、またベンチャーキャピタリストとしてベンチャー企業への投資業務にも従事し、その後は複数のバイオ関連企業の経営に社外取締役として関与されてきた豊富な経験、実績及び見識を有しております。監査等委員である取締役に就任された際には、これらの豊富な経験、実績及び見識を活かし、独立した立場と客観的な視点から当社事業及び経営全般に対する監視と助言の役割を果たしていくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中村栄作氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 中村栄作氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、2016年1月以降の当社に所属する取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。被保険者が利益又は便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。中村栄作氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該契約の被保険者となります。
5. 中村栄作氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あづさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。また、監査等委員会がアルファ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人として期待される専門性、独立性、品質管理体制並びに監査報酬を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年12月31日現在)

名 称	アルファ監査法人		
所 在 地	東京都港区西新橋2丁目18番1号		
沿 革	2020年10月 アルファ監査法人設立		
概 要	資 本 金	6百万円	
	構 成 人 員	社員（公認会計士）	6名
		職員（公認会計士）	11名
	合計		17名

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

現在、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2018年8月15日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた年額200,000千円以内とする基本報酬、2021年3月30日開催の当社第7回定時株主総会において上記報酬枠とは別枠でご承認いただいた年額100,000千円以内（うち社外取締役81,400千円以内）とする事後交付型株式報酬制度（RSU）に関する報酬、及び2022年3月29日開催の当社第6回定時株主総会においてご承認いただいた年額100,000千円以内（うち社外取締役100,000千円以内）とするストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬で構成されております。

このたび、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬について、報酬額の枠に変更は無いものの、内容について取締役と株主の皆様との価値共有をより一層進めることを目的として新株予約権の総数を見直し、また新株予約権の行使の条件及び当社が本新株予約権を取得することができる事由において内容の一部を追加又は見直すことについて、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役2名）であります。本株主総会における第3号議案が原案どおり可決されると取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役2名）となります。

本件ストック・オプションは、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を図るためのものであり、取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

記

（1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数又は算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

但し、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

①当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じと

する。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- ② 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。
- ③ 本項の定めに基づき本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に定時株主総会の日から1年以内に発行する本新株予約権の数は3,000個を上限とする。

(3) 本新株予約権と引き換えに払い込む金額

本新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個当たりの行使時における払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額と本新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- ① 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数の①に記載の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が、(i)時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得する

ためには当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本②において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}}{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- イ 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
 - 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
 - ハ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本(4)②の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本(4)②に基づく調整は行われないものとする。
- (6) 本(4)の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知又は公告するものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
割当日以後10年を経過する日までの範囲で当社取締役会が定めるものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(8)当社が新株予約権を取得することができる事由の各号に定める取得事由が発生していな

いことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- ② 当社が（8）当社が本新株予約権を取得することができる事由の①に定める組織再編行為を行うときに、当該組織再編行為にかかる契約書又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編対象会社（合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。））の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく本新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- ⑤ 権利者が当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は使用人である間に死亡した場合、権利者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権を、当該日から1年以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- ⑥ 権利者は、身体障害等の就労不能な障害（米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害を含む。以下同じ。）に該当した結果、当社又は子会社の取締役又は使用人のいずれでもなくなった場合、当社又は子会社の取締役並びに当社又は子会社の使用人のいずれでもなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権を、当該日から1年以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- ⑦ 権利者は、（5）に定める新株予約権を行使することができる期間内において、当社の第16回新株予約権の全てが付与された日の3ヵ月後の応当日の翌日又は2028年3月6日のいずれか早い日が到来するまで行使することができない。
- ⑧ 新株予約権につき、会社の書面による承諾なく、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできない。
- ⑨ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（7） 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を必要とする。

（8） 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- ① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 権利者が当社の都合により下記いずれの身分とも喪失し2年を経過した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- (i)当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役
- (ii)当社又は子会社の使用人
- ④ 権利者が自己都合により下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- (i)当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役
- (ii)当社又は子会社の使用人
- ⑤ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- (i)権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (ii)権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (iii)権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
- (iv)権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (v)権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (vi)権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (vii)権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (viii)権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (9) 新株予約権の公正価額
新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。
- (10) その他の新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、取締役会において定めるものとする。

以上

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

文中の将来に関する事項は、特に記載が無い限り当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

当連結会計年度（2024年1月1日～2024年12月31日）における我が国経済は、8月に日本の金利引き上げに伴う衝撃波が一時的にマーケットに生じたものの、一定の平静を取り戻したかのように見えます。一方で政治の世界では、中東やウクライナ情勢の緊迫や、欧米の主要国で国際協調に背を向ける政党・政権の躍進などもあり、不安定な地政学的環境が生じています。さらに、燐るインフレ、為替の不透明な状況、AIなど一部のセクターへの資金の集中などにより、市場全体の指標は好調を維持しているものの、製薬・バイオテックセクターの状況は芳しくなく、資金供給が停滞する状況が続いている、レイオフやパイプラインの整理・見直しなどが業界横断的に散見されています。

当社グループは、技術的基盤となるCRISPR-GNDM®プラットフォームを元に、世界初のCRISPRを用いた遺伝子制御治療を開発する会社として2016年の設立から9期目にいたるまで、リーディングカンパニーとして最先端の研究をリードし続けてまいりました。この成果を結実させるべく当連結会計年度は臨床試験開始に向けた取り組みを継続しております。

当社のリードプログラムであり、先天性筋ジストロフィー1a型(LAMA2-CMD)を対象としたMDL-101は、引き続き治験申請に向けてGLP毒性試験及びGMP治験薬製造の準備を進めています。5月に前臨床のデータをまとめた論文発表や後述のカンファレンス等でも報告を行っておりますが、世界各国からLAMA2-CMDに苦しむ患者やそのご家族、あるいは担当医師などから、治験参加への問い合わせを継続的に受けており、来る治験に向けた患者ネットワークとの連携が進んでおります。また、企業などからの提携の問い合わせも継続しております。

MDL-101は前年度のFDAとのpreINDミーティングで受けた課題を整理し、前臨床試験並びにGMP製造に向けた開発を実行中です。期中には資金的な問題

で一時的に足踏みをする状況がありましたが、後述の資金調達によって開発資金の手当がついたことで、開発を加速することが可能になりました。こうした開発の成果については、5月の論文発表に加えて、本年度に開催された複数のミーティングで発表を行っております。細胞遺伝子治療サミット(7月8日から10日)、第5回次世代遺伝子治療免疫原性サミット(8月20日から22日)、第16回バイオプロセスサミット(8月19日から22日)、Nanoporeコミュニティーミーティング 2024(9月16日から18日)、第5回ゲノム編集治療サミット(12月3日から5日)における発表は、エピゲノム編集においてリーディングポジションを保ちながら開発している当社の成果として反響を受けております。

このMDL-101に対しては、米国食品医薬品局 (FDA) からRare Pediatric Disease (RPD: 希少小児疾患) 指定を9月に、Orphan Drug Designation(ODD: オーファンドラッグ指定)を10月に、それぞれ受理しました。希少小児疾患指定は、米国で18歳までに発症し、患者数が20万人未満の希少疾患に対する新薬開発を促進することを目的とした制度で、開発品がFDAから製造販売承認を取得した際には、別の開発品についてFDAの優先審査を受ける権利が取得可能となります。またODD指定は、米国新薬承認申請時の申請費用の免除、臨床開発に係る連邦税の減免など、FDAからの各種薬事・研究費支援などの開発優遇・促進策が米国にて活用可能となるとともに、承認後には米国における7年間の排他的先発販売権が与えられ、希少疾患における医薬品開発を加速する上で大きな一歩となります。これらは当社の開発する遺伝子治療が医療上の必要性が高い医薬品として認められた結果だと考えております。

特許面においても本年度は進捗があり、MDL-202に関する特許出願(特願2022-518586)が9月に、年明けの2025年1月にはリードプログラムのMDL-101に関連する特許出願(特願2022-509664)がそれぞれ日本特許庁から査定の通知を受けております。

本年の4月と7月に、研究開発体制の見直しに伴って、当社米国法人の製造関連のチームを中心とした人員整理を行っております。結果的にリーンな体制で開発を進める組織にシフトし、これを維持しております。

また今後の事業を推進する目的で、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額修正条項付)、第14回及び第15回新株予約権(行使価額修正条項付)を8月にEVO FUNDに対して割当を行いました。転換社債および第14回新株予約権は10月に全て転換および行使が完了し、結果的に約25.2億円の資金調達がこれまでに実現しております。また、2025年1月14日に第15回新株予約権の

前倒し行使指示を行っておりますので、今後追加で資金調達を行うこととなります。また、いずれもMDL-101の前臨床試験と臨床PoCを中心とした開発に必要な当面の資金を調達する目的で行われ、結果的に当面の事業運営資金手当が実現できております。

以上の結果、事業収益は－千円（前期は事業収益－千円）、営業損失は1,337,650千円（前期は営業損失2,370,666千円）、経常損失は1,303,099千円（前期は経常損失2,351,788千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,317,894千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失2,391,821千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループの設備投資は、総額188千円であり、本社のPCの設備投資をいたしました。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、転換価額修正条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により700,000千円、行使価額修正条項付第12回新株予約権の行使により577,573千円、行使価額修正条項付第14回新株予約権の発行及び行使により1,828,030千円及び行使価額修正条項付第15回新株予約権の発行により2,662千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 企業集団の対処すべき課題

当社グループでは、継続企業として成長し続けるために対処しなければならない課題を以下のように考えております。

① 研究開発活動における課題

当社グループは、創薬プラットフォームシステム：CRISPR-GNDM®技術を保有・活用しており、既存のモダリティでは実現しえなかつターゲットに対する創薬を実現できるという大きな技術的優位性があると考えております。また、CRISPR-GNDM®技術により創出される遺伝子治療の活用はこれまで困難であった希少疾患への医薬品開発への大きな可能性を秘めております。現在、当社ではCRISPR-GNDM®技術の更なる強化とそれを用いた自社・提携プログラムの開発を進めております。当社グループは、自社技術の優位性を確保し続けるため、国内外の製薬企業及び研究機関等との共同研究を推進しつつ、今後も自社内における研究開発、その体制の強化及び知財ポジションの強化を進める所存であります。

② 営業活動における課題

当社グループのCRISPR-GNDM®技術を利用して治療薬をより多くの疾患に対して提供するためには、「幅のある開発」と「バリューチェーンの補完」を実現しなければなりません。そのためには、パートナーとより多くのターゲットに対する共同研究開発を実現する連携体制を構築し、また成果物の販売までの道筋をつくっていく必要があります。国内外の製薬企業あるいは製造・販売を業とするパートナーと戦略的かつ補完的な相互関係をさらに広げ、研究開発体制の進歩と連動した戦略的な営業活動が重要だと考えております。

③ 内部管理・統制における課題

当社グループの創薬によって患者や医療システムを通じて社会に貢献するため、また事業活動を円滑に行っていくために、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題の一つであると認識しております。研究開発の適正な意思決定と運営管理を行い、経営の健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に治療薬を生み出すことが、ひいては企業価値を向上させることに繋がると考えております。患者、医療従事者、株主をはじめ、全てのステークホルダーから信頼をいただけるよう、社会に対して説明可能な意思決定及び事業の遂行をしていくことが重要だと考えております。

④ 資金調達における課題

当社グループは、CRISPR-GNDM®技術による創薬を拡大し、また今後の自社開発を実現するために、研究開発で必要とする資金を充当していく必要があります。そのため、提携などを通じた研究開発資金の獲得の他、資金調

達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資、補助金等を通して、開発に必要な資金調達の多様化を図ってまいります。

(5) 人材の獲得における課題

当社グループは、世界中の製薬会社・バイオベンチャーが研究拠点を置く米国マサチューセッツ州ケンブリッジ市を中心とするボストンエリアのウォルサム市に100%出資の研究開発拠点となる現地法人 Modalis Therapeutics Inc.を置き、Ph.D.（博士）研究者を中心に世界中から集まる研究人材へのアクセスを高めております。これによりコア・コンピタンスとなるプラットフォーム技術の強化及び創薬研究開発を高いレベルで維持し、国際的な競争力を実現しております。また、治験薬製造などコア以外の機能は外部協力事業者を活用し、資本効率を高められるようリソース配分を行っております。今後、開発の加速、適応疾患の拡大、パイプラインの進捗等に応じて、必要に応じて適切かつ十分な人材確保に努めてまいります。

(9) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、遺伝子治療薬の研究開発を行う創薬ベンチャー企業です。協業モデルパイプラインと自社モデルパイプラインを組み合わせた、「ハイブリッドモデル」のビジネスモデルで研究開発を進めることで収益機会の幅を広げ、事業の選択肢を最適化することで経営基盤の安定化を図る計画を有しておりますが、医薬品の研究開発には多額の資金を要し、その投資資金回収も他産業と比較して相対的に長期に及ぶため、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は引き続き9期にわたるCRISPRを用いた遺伝子制御治療薬の開発の知見を踏まえて、10期目以降もMDL-101を軸に研究開発を行っていきます。MDL-101プログラムの臨床試験開始に集中して事業を進めている中で、経営及び組織の効率化を図る一環として、米国子会社の研究・開発及び製造部門を2024年中に縮小しておりますが、人的リソースとしてはMDL-101を臨床に向けた取り組みを継続できる体制にあり、1日でも早く患者様の治療ができるよう開発を進めていく計画です。また、従来通り開発と並行してパートナリングの交渉も継続していきます。併せて、後続のパイプラインに関しても早期のパートナリング獲得を目指しながら、引き続き研究開発体制の適正化を図り効率化によるコストの低減に取り組んでいきます。

資金面においては、当連結会計年度末現在で、現金及び預金3,575,277千円を有しており、上記の取り組みにより、翌連結会計年度の事業活動を展開するための資金は十分に確保していると判断しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないと認識しております。

(10) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第6期 2021年12月期	第7期 2022年12月期	第8期 2023年12月期	第9期 2024年12月期 当連結会計年度
事業収益 (千円)	1,100	40,500	—	—
経常損失 (△) (千円)	△1,231,299	△1,995,790	△2,351,788	△1,303,099
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△738,956	△2,702,709	△2,391,821	△1,317,894
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△25.70	△92.85	△77.24	△28.57
総資産 (千円)	6,069,137	3,129,833	2,025,925	3,691,549
純資産 (千円)	5,549,212	2,941,232	1,380,422	3,548,078
1株当たり純資産額 (円)	191.57	99.53	40.59	50.81

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第6期 2021年12月期	第7期 2022年12月期	第8期 2023年12月期	第9期 2024年12月期 当事業年度
事業収益 (千円)	1,100	40,500	—	—
経常損失 (△) (千円)	△1,277,595	△2,089,875	△2,401,016	△1,439,929
当期純損失 (△) (千円)	△793,047	△2,586,894	△2,402,547	△1,441,083
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△27.58	△88.88	△77.59	△31.24
総資産 (千円)	5,921,792	2,972,850	1,820,138	3,468,695
純資産 (千円)	5,446,692	2,943,201	1,380,824	3,420,278
1株当たり純資産額 (円)	188.03	99.59	40.61	48.97

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しております。

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
Modalis Therapeutics Inc.	5米ドル	100%	遺伝子治療薬開発事業

(12) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社の主要な事業内容は、遺伝子治療薬開発事業であります。単一セグメントであり、セグメント別の記載はしておりません。

(13) 主要な営業所（2024年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都中央区
----	--------

② 子会社

Modalis Therapeutics Inc.	Waltham, MA, USA
---------------------------	------------------

(14) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減数
14名	22名減

(注) 従業員数には、臨時従業員1名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
4名	1名増	41.5歳	1.1年

(注) 従業員数には、臨時従業員1名は含まれておりません。

(15) 主要な借入先（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 100,400,000株

(2) 発行済株式総数 69,403,998株

(3) 株主数 27,924名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメント	2,831,800株	4.08%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	2,473,998株	3.56%
濡木 理	1,690,100株	2.44%
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	1,060,576株	1.53%
楽天証券株式会社	1,010,100株	1.46%
野村證券株式会社	681,630株	0.98%
松井証券株式会社	496,100株	0.71%
SBIベンチャー投資促進税制投資事業有限責任組合	481,400株	0.69%
大和証券株式会社	432,500株	0.62%
日本証券金融株式会社	388,000株	0.56%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（63株）を控除して計算しております。
2. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における転換社債型新株予約権付社債の転換及び新株予約権の行使により、発行済株式数が36,048,726株、資本金が1,742,609,072円、資本準備金が1,742,609,072円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する新株予約権の状況（2024年12月31日現在）

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第2～2回新株予約権
発行決議日		2016年4月25日	2017年3月3日	2017年5月13日
新株予約権の数		2,000個	800個	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		200,000株 (注) 1. (新株予約権1個につき100株)	80,000株 (注) 1. (新株予約権1個につき100株)	100,000株 (注) 1. (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額		1株あたり25円 (注) 1.	1株あたり100円 (注) 1.	1株あたり100円 (注) 1.
権利行使期間		2016年4月25日から 10年間	2017年3月17日から 10年間	2017年5月20日から 10年間
行使の条件		(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.
役員の保有状況	区分	社外取締役 (監査等委員を除く)	社外取締役 (監査等委員を除く)	社外取締役 (監査等委員を除く)
	新株予約権の数	2,000個	800個	1,000個
	新株予約権の目的となる株式の数	200,000株 (注) 1.	80,000株 (注) 1.	100,000株 (注) 1.
	保有者数	1名	1名	1名
	区分	—	—	—
	新株予約権の数	—	—	—
	新株予約権の目的となる株式の数	—	—	—
	保有者数	—	—	—

		第3回新株予約権	第3－2回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	2018年1月17日	2018年7月18日	2019年4月17日	
新株予約権の数	1,400個	1,000個	350個	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	140,000株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき100株)	100,000株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき100株)	35,000株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき100株)	
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり200円 (注) 1.	1株あたり200円 (注) 1.	1株あたり500円 (注) 1.	
権利行使期間	2018年1月20日から 10年間	2018年7月23日から 10年間	2019年4月17日から 10年間	
行使の条件	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.	
役員の保有状況	区分	社外取締役 (監査等委員を除く)	社外取締役 (監査等委員を除く)	－
	新株予約権の数	1,000個	1,000個	－
	新株予約権の目的となる株式の数	100,000株 (注) 1.	100,000株 (注) 1.	－
	保有者数	1名	1名	－
	区分	社外取締役 (監査等委員)	－	社外取締役 (監査等委員)
	新株予約権の数	400個	－	350個
	新株予約権の目的となる株式の数	40,000株 (注) 1.	－	35,000株 (注) 1.
	保有者数	1名	－	2名

		第5回新株予約権	第6回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		2019年11月13日	2022年3月29日	2023年3月28日
新株予約権の数		600個	300個	600個
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		60,000株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき100株)	30,000株 (新株予約権 1 個につき100株)	60,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額		1 株あたり500円 (注) 1.	1 株あたり365円	1 株あたり318円
権利行使期間		2019年11月14日から 10年間	2024年4月15日から 2032年3月29日	2025年4月14日から 2033年3月28日
行使の条件		(注) 2.	(注) 2.	(注) 3.
役員の保有状況	区分	社外取締役 (監査等委員を除く)	社外取締役 (監査等委員を除く)	社外取締役 (監査等委員を除く)
	新株予約権の数	600個	300個	600個
	新株予約権の目的となる株式の数	60,000株 (注) 1.	30,000株	60,000株
	保有者数	2名	2名	2名
	区分	—	—	—
	新株予約権の数	—	—	—
	新株予約権の目的となる株式の数	—	—	—
	保有者数	—	—	—

		第13回新株予約権
発行決議日		2024年6月14日
新株予約権の数		600個
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		60,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額		1株あたり74円
権利行使期間		2026年7月8日から 2034年6月14日
行使の条件		(注) 3.
役員の保有状況	区分	社外取締役 (監査等委員を除く)
	新株予約権の数	600個
	新株予約権の目的となる株式の数	60,000株
	保有者数	2名
	区分	—
	新株予約権の数	—
	新株予約権の目的となる株式の数	—
	保有者数	—

- (注) 1. 2019年12月22日付で普通株式1株を100株に分割を行ったため、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。
2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- ① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について、「会社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ② 会社が「会社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める組織再編行為を行うときに、当該組織再編行為にかかる契約書又は計画において、新株予約権の権利者に対して新株予約権に代わる再編対象会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ③ 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数

倍)でなければならず、1株(会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

- ⑤ 権利者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ⑥ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について、「会社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 会社が「会社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める組織再編行為を行うときに、当該組織再編行為にかかる契約書又は計画において、新株予約権の権利者に対して新株予約権に代わる再編対象会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数(会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍)でなければならず、1株(会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- ⑤ 権利者が当社又は子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は使用人である間に死亡した場合、権利者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権を、当該日から1年以内(但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで)に限り行使することができる。
- ⑥ 権利者は、身体障害等の就労不能な障害(米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害を含む。以下同じ。)に該当した結果、当社又は子会社の取締役又は使用人のいずれでもなくなってしまった場合、当社又は子会社の取締役並びに当社又は子会社の使用人のいずれでもなくなってしまった日において確定し行使可能である本新株予約権を、当該日から1年以内(但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで)に限り行使することができる。
- ⑦ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況（2024年12月31日現在）

		第13回新株予約権
発行決議日		2024年6月14日
新株予約権の数		2,335個（注）2.
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		233,500株（注）2. (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額		1株あたり74円
権利行使期間		2026年7月8日から 2034年6月14日
行使の条件		（注）1.
使用者等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 780個 目的となる株式数 78,000株 交付者数 5名
	子会社の使用人	新株予約権の数 1,555個 目的となる株式数 155,500株 交付者数 10名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について、「会社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 会社が「会社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める組織再編行為を行うときに、当該組織再編行為にかかる契約書又は計画において、新株予約権の権利者に対して新株予約権に代わる再編対象会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を使用した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- ⑤ 権利者が当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は使用人である間に死亡した場合、権利者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権を、当該日から1年以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

- ⑥ 権利者は、身体障害等の就労不能な障害（米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害を含む。以下同じ。）に該当した結果、当社又は子会社の取締役又は使用人のいずれでもなくなった場合、当社又は子会社の取締役並びに当社又は子会社の使用人のいずれでもなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権を、当該日から1年以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
 - ⑦ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
2. 上記のうち、50個（5,000株）は退職により権利を喪失しております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

- ① 2024年8月7日開催の取締役会決議において、2023年11月30日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債について、2024年8月21日付けで残存する本新株予約権付社債の全てを償還いたしました。
- ② 2024年8月7日開催の取締役会決議に基づき、2024年8月23日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）を発行し割当てを行っております。付された新株予約権の内容は、以下のとおりです。

新株予約権の総数	40個
各社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金700,000,000円（各社債の金額100円につき金100円） 新株予約権：引換えに金銭の払込みを要しません。
新株予約権の目的 となる株式の数	7,494,640株（新株予約権1個につき187,366株） (1)上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額である93.4円で転換された場合における交付株式数です。 (2)上限転換価額はありません。 (3)下限転換価額は50.5円（以下「下限転換価額」といいます。）であり、本新株予約権付社債が全て当該下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、13,861,360株（新株予約権1個につき346,534株）です。
転換価額及び転換価額の修正条件	当初転換価額：93.4円 (1)本新株予約権付社債の転換価額は、2024年8月26日に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正されます。本項に基づき転換価額が修正される場合、転換価額は、直前に転換価額が修正された日（当日を含みます。）の翌取引日（以下「CB修正日」といいます。）に、当該CB修正日の前取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が発表する当社普通株式の普通取引の終値の92.5%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り捨てた額（以下「修正後転換価額」といいます。）に修正されます。 (2)上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく算出の結果、修正後転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、修正後転換価額は下限転換価額とします。
利率及び償還期日	利率：本償還には利息を付しません。 償還期日：2026年8月25日
償還価額	額面100円につき金100円
割当先	EVO FUND
その他	割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに引受けの停止条件とする、割当先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、本件買取契約を締結しております。

③ 2024年8月7日開催の取締役会決議に基づき、2024年8月23日に第三者割当による行使価額修正条項付第14回新株予約権を発行し割当てを行っております。本新株予約権の内容は、以下のとおりです。

新株予約権の総数	175,000個
発行価額	第14回新株予約権 1個当たり54.2円 (総額9,485,000円)
新株予約権の目的となる株式の数	17,500,000株 (新株予約権1個につき100株)
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：93.4円 本新株予約権の行使価額は、2024年8月26日に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正されます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）の翌取引日（以下「第14回新株予約権修正日」といいます。）に、当該第14回新株予約権修正日の前取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の92.5%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り捨てた額（以下「第14回修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、第14回修正後行使価額が下限行使価額である50.5円を下回る場合には、第14回修正後行使価額は下限行使価額とします。
新株予約権の行使期間	2024年8月26日から2029年8月27日
割当先	EVO FUND
その他	割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに引受けの停止条件とする、割当先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、本件買取契約を締結しております。

- ④ 2024年8月7日開催の取締役会決議に基づき、2024年8月23日に第三者割当による行使価額修正条項付第15回新株予約権を発行し割当てを行っております。本新株予約権の内容は、以下のとおりです。

新株予約権の総数	75,000個
発行価額	第15回新株予約権 1個当たり35.5円 (総額2,662,500円)
新株予約権の目的となる株式の数	7,500,000株 (新株予約権1個につき100株)
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：101円 行使価額は、2024年8月26日に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます）から起算して3取引日目の翌取引日（以下「第15回新株予約権修正日」といいます。）に、当該第15回新株予約権修正日に先立つ3連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り捨てた額又は当該第15回新株予約権修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額のいずれか高い額（以下「第15回修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、第15回修正後行使価額が下限行使価額である50.5円を下回る場合には、第15回修正後行使価額は下限行使価額とします。
新株予約権の行使期間	2024年8月26日から2029年8月27日
割当先	EVO FUND
その他	割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに引受けの停止条件とする、割当先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、本件買取契約を締結しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森田 晴彦	代表取締役社長	Modalis Therapeutics Inc. CEO 株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメント 取締役
竹田 英樹	取締役	株式会社Medical Patent Research 代表取締役 株式会社シーテックス 社外取締役 シンクサイト株式会社 社外監査役 株式会社バイカ・セラピュティクス 社外取締役 リードファーマ株式会社 社外監査役
ジョセフ・マクラッケン	取締役	Savara Inc. (SVRA) / Board member Life Science Investment LLC / President
嶋根 みゆき	取締役 (常勤監査等委員)	Mesenkia Therapeutics AB / Board Member
田島 照久	取締役 (監査等委員)	公認会計士 田島公認会計士事務所 代表 株式会社ロングリー・グループ 社外監査役 株式会社PRISM BioLab 社外監査役 トーセイ・リート投資法人 監督役員 オンコセラピー・サイエンス株式会社 社外監査役 レナセラピューティクス株式会社 社外監査役 株式会社ニュージェン・ファーマ 社外監査役 株式会社松屋フーズホールディングス 社外監査役 ジェイファーマ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
古田 利雄	取締役 (監査等委員)	弁護士 クレア法律事務所 代表 ネットイヤーグループ株式会社 取締役 (監査等委員) 株式会社キャンバス 取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 竹田 英樹氏及びジョセフ・マクラッケン氏並びに監査等委員である取締役 嶋根 みゆき氏、田島 照久氏及び古田 利雄氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 竹田 英樹氏、監査等委員である取締役 嶋根 みゆき氏、田島 照久氏及び古田 利雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査の実効性を高め、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、監査等委員である取締役 嶋根 みゆき氏を常勤監査等委員に選定しております。
4. 監査等委員である取締役 田島 照久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役 古田 利雄氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 竹田 英樹氏及びジョセフ・マ克拉ッケン氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
7. 監査等委員である取締役の嶋根 みゆき氏、田島 照久氏及び古田 利雄氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

8. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
中島 陽介	執行役員	経営管理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 竹田 英樹氏、ジョセフ・マクラッケン氏、監査等委員である取締役 嶋根 みゆき氏、田島 照久氏及び古田 利雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当該被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役の報酬等

当社は、2025年2月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、会社の業績や経営内容、経済情勢等の経営環境や他社の水準等を考慮のうえ、役位・職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、報酬体系を基本報酬及び株式報酬の2つから構成し、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において決定することとします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬の額は、2018年8月15日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち社外取締役3名）です。

また別枠で、2021年3月30日開催の第5回定時株主総会において、事後交付型株式報酬制度（RSU）に関する報酬として年額100,000千円以内（うち社外取締役分81,400千円以内）と決議いたしております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち社外取締役2名）です。なお、当該報酬は新規のユニット付与を行わず、既に付与された2021年3月30日から2022年3月29日までの役務期間に対するユニットのみについて、対象期間が終了した2025年3月開催予定の株主総会開催日以降にユニット付与時の当社取締役会決議にて定めた数の当社株式及び金銭を支給します。

また別枠で、2022年3月29日開催の第6回定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100,000千円以内（うち社外取締役分100,000千円以内）と決議いたしており、2023年3月28日開催の第7回定時株主総会で報酬額の枠は変更せず、内容を一部変更しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

監査等委員である取締役の報酬の額は、2018年8月15日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

③ 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて当社と同程度の事業規模を有する他社の動向、当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

④ 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対

する貢献意欲を引き出すため、取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。）に対して新株予約権（ストック・オプション）及び事後交付型株式報酬（RSU）を付与します。

新株予約権（ストック・オプション）の付与は、株主総会で認められた条件の範囲で、企業価値の向上のための中長期的なインセンティブとして、取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。）に対して、役割と責任に応じた役職別の一定の基準に基づき、適宜の時期に取締役会にて協議して割当数量を決定するものとします。

事後交付型株式報酬（RSU）は新規のユニット付与を行わず、対象取締役に対して既に付与されたユニットは、2021年3月30日から2022年3月29日までの役務期間について、対象期間の終了した2025年3月開催予定の株主総会開催日以降にユニット付与時の当社取締役会決議にて定めた数の当社株式及び金銭を支給するものとします。

⑤ 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬の割合については、各取締役の役位・職責に応じて、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向、当社の業績等を踏まえて決定するものとします。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

各取締役（監査等委員を除く）の報酬額については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に検討のうえ、算定し、株主総会で承認された総額の範囲内において、取締役会で審議のうえ、決定することとします。

監査等委員である取締役の報酬等は、当社の職務執行に対する監査の実効性を確保することを主眼に、業務執行者から独立して監査等委員の職責を全うするために、株主総会決議により承認された範囲内で固定報酬として監査等委員である取締役の協議に基づき決定することとします。

(7) 取締役の報酬等の総額等

区分	支給人数 (名)	報酬等の種類別の総額(千円)		報酬等の総額 (千円)
		基本報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	3 (2)	37,800 (1,800)	4,348 (4,307)	42,148 (6,107)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3 (3)	12,690 (12,690)	— —	12,690 (12,690)
合計 (うち社外役員)	6 (5)	50,490 (14,490)	4,348 (4,307)	54,838 (18,797)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）のうち1名の基本報酬は、無報酬であります。
2. 当社は、2021年3月30日開催の第5回定時株主総会において、事後交付型株式報酬制度(RSU)の導入及び取締役（監査等委員を除く）に事後交付型株式報酬として対象期間ごとに付与する金銭報酬債権及び金銭の額の上限を100,000千円以内（うち社外取締役81,400千円以内）とする決議をいたしております。なお、当該報酬は新規のユニット付与を行わず、既に付与された2021年3月30日から2022年3月29日までの役務期間に対するユニットのみについて、対象期間が終了した2025年3月開催予定の株主総会開催日以降にユニット付与時の当社取締役会決議にて定めた数の当社株式及び金銭を支給します。また、2022年3月29日開催の第6回定時株主総会において、以降は事後交付型株式報酬に係る新規ユニットの付与は行わず、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬を年額100,000千円以内（うち社外取締役100,000千円以内）とする決議をいたしており、2023年3月28日開催の第7回定時株主総会で報酬額の枠は変更せず、内容を一部変更しております。取締役の非金銭報酬等は、2021年3月30日開催の第5回定時株主総会において決議された取締役（監査等委員を除く）に対する事後交付型株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額、またストック・オプションとしての新株予約権の当事業年度における費用計上額の合計を記載しております。なお、当該ストック・オプションの内容及びその付与状況は、「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「4. 会社役員に関する事項
(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主要な活動状況

氏 名	地位	主な活動状況
竹田 英樹	取締役	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、製薬業界における知的財産権分野の豊富な経験と高い見識から、当社の知的財産権に関する戦略及び経営全般についての発言を適宜行いました。
ジョセフ・マクラッケン	取締役	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、多国籍製薬企業での事業開発部門のヘッド及びシニア・ヴァイス・プレジデントを複数務めた豊富な経験と高い見識から、当社の事業戦略及びグローバルな視点からの経営に関する発言を適宜行いました。
嶋根 みゆき	取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また監査等委員会13回の全てに出席し、常勤監査等委員として当社取締役の業務執行状況を監督するとともに、取締役会及び監査等委員会において、医薬品の研究開発に携わった長年の経験と創薬に関する専門的知識に基づき、必要な発言を適宜行いました。
田島 照久	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また監査等委員会13回の全てに出席し、主に公認会計士としての豊富な経験と専門的知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な助言・提言を適宜行いました。
古田 利雄	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また監査等委員会13回の全てに出席し、主に弁護士としての豊富な経験と見地から、当社のコンプライアンス体制及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行いました。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あづさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,600千円
当社及び当子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,600千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の算出根拠等を精査したうえで、当該会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社及び当子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、前事業年度の監査に係る追加報酬7,000千円が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あづさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの体制・仕組みづくりとコンプライアンス意識の啓発活動を行い、必要に応じて社長に対する助言を行うとともに、平素の業務執行全般にわたるコンプライアンス意識を高めるべく、役職員に対し研修等を実施する。

さらに、取締役による法令等に抵触もししくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。

なお、会計監査人及び監査等委員による監査と別に、内部監査規程に基づき監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については情報システム管理規程及び運用実施要領、個人情報保護については必要に応じガイドライン等を定め、適切に対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、平時から全社横断的な情報交換と各部門の有するリスクの洗い出しを実施してリスクの軽減に取り組むとともに、有事においては危機管理規程に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置して危機管理にあたる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定するとともに、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案し実行する。

なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、教育の機会や日常のミーティング等を通じて指導する。

また、従業員による法令等に抵触しもしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。

なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

⑥ 会社の属する企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は特定の企業集団に属していない。当社の子会社については、当社同等の内部統制システムの構築を通じて業務の適正を確保する。

⑦ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査等委員の判断により、当社の規模に鑑み、監査等委員の職務を補助すべき独立した使用人を設置していないが、監査等委員が当該使用人の設置を求めたときは遅滞なく、監査等委員の業務補助のため補助使用人を置く。

専任でない補助使用人が監査等委員補助職務を担う場合には、監査等委員の当該補助使用人に対する指揮命令に関しては取締役以下当該補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けず、当該補助使用人の人事処分には監査等委員の同意を必要とする。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制、その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員に報告する。

また、常勤監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

なお、監査等委員は、当社の会計監査人である有限責任 あづさ監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図ることによって、監査等委員監査の実効性を確保する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、関連諸規程を整備し、内部統制システムを構築する。

内部統制システムの機能の適正性を継続的に評価し、必要に応じて是正することによって、金融商品取引法及び関連法令等への適合性を確保する。

⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「倫理規程」に基づき、市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、毅然と対応することによって、反社会的勢力を排除する。

この基本方針と対応方針を徹底するために、反社会的勢力に対応する主管部署を経営管理部に定めるとともに、不当要求や働きかけがあったときは反社会的勢力対応要領に基づき直ちに主管部署に報告し組織的に対応する。

⑪ この基本方針及び規程等の見直しについて

当社は、今後この基本方針及び規程等を常に見直し、必要に応じ改正することによって、事業内容の拡充や周辺環境の変化に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、企業として業務の適正を確保するための体制整備と適切な運用に努めるため、以下、具体的取り組みを行っております。

- ① 取締役会は、取締役 6 名で構成され、選任済みの監査等委員（全員が社外取締役）も毎回出席しております。

当事業年度（2024年1月～2024年12月）において取締役会は19回（定例12回、臨時7回）開催され、各議案についての審議及び決定、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定の迅速化及び監督の実効性は確保されております。

- ② 損失の危険の管理については、リスク管理規程・内部監査規程の整備を行い遵守しました。

さらに、内部監査につきましては、業務監査実施項目及び実施方法を検討したうえで、実施しております。

- ③ 監査等委員による監査については、監査等委員会を構成し、同会において監査等委員会規則、監査等委員監査基準、監査計画等を決定し、監査を実施することで、実効性を高めております。

また、監査等委員は、取締役社長及び各業務執行取締役、監査法人、並びに内部監査担当者と必要に応じて会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。

- ④ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築とその仕組みが適正に機能していることについて、取締役社長指示の下で内部監査担当者が内部監査を実施し、不備があれば必要な是正措置を行っており、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

- ⑤ 反社会的勢力を排除するため、「反社会的勢力排除規程」及び「コンプライアンス行動規範」で定めるところの『反社会的勢力に対しては全社を挙げて毅然とした態度で臨み、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないこと』を社内教育等で徹底しております。

また、反社会的勢力排除に関して外部機関と連携し、指導を受けるとともに情報収集を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は設立以来配当を実施しておらず、また、今後も多額の先行投資を行う研究開発活動を計画的に実施していくため、当面は配当を実施せず、研究開発活動の継続に備えた資金の確保を優先する方針であります。しかしながら、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、利益配当も検討する所存であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,617,079	流動負債	117,322
現 金 及 び 預 金	3,575,277	未 払 金	79,338
貯 藏 品	141	未 払 費 用	20,308
そ の 他	41,661	未 払 法 人 税 等	16,496
固定資産	74,469	そ の 他	1,179
投資その他の資産	74,469	固定負債	26,148
そ の 他	74,469	役員株式報酬引当金	822
		従業員株式報酬引当金	3,624
		そ の 他	21,701
		負 債 合 計	143,471
(純資産の部)			
		株主資本	3,513,992
		資 本 金	1,758,987
		資 本 剰 余 金	3,080,722
		利 益 剰 余 金	△1,325,620
		自 己 株 式	△97
		その他の包括利益累計額	12,337
		為替換算調整勘定	12,337
		新株予約権	21,748
		純 資 産 合 計	3,548,078
資 产 合 计	3,691,549	負債及び純資産合計	3,691,549

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
事 業 収 益			—
事 業 費 用			
研 究 開 発 費		1,092,174	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		245,476	1,337,650
營 業 損 失			1,337,650
營 業 外 収 益			
受 取 利 息		102	
為 替 差 益		64,470	
雜 収 入		11	64,583
營 業 外 費 用			
支 払 利 息		3,857	
社 債 発 行 費		5,304	
株 式 交 付 費		20,377	
雜 損 失		492	30,032
經 常 損 失			1,303,099
特 別 損 失			
減 損 損 失		188	
在外子会社における送金詐欺損失		13,641	13,829
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			1,316,929
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		965	
法 人 税 等 調 整 額		—	965
当 期 純 損 失			1,317,894
親会社株主に帰属する当期純損失			1,317,894

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,217,652	2,539,387	△2,410,273	△97	1,346,669
当期変動額					
新株の発行	1,205,109	1,205,109			2,410,218
転換社債型新株予約権付社債の転換	537,500	537,500			1,075,000
資本金から剰余金への振替	△1,201,273	1,201,273			—
欠損填补		△2,402,547	2,402,547		—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,317,894		△1,317,894
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	541,335	541,335	1,084,653	—	2,167,323
当期末残高	1,758,987	3,080,722	△1,325,620	△97	3,513,992

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,323	7,323	26,430	1,380,422
当期変動額				
新株の発行				2,410,218
転換社債型新株予約権付社債の転換				1,075,000
資本金から剰余金への振替				—
欠損填补				—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△1,317,894
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,013	5,013	△4,681	332
当期変動額合計	5,013	5,013	△4,681	2,167,655
当期末残高	12,337	12,337	21,748	3,548,078

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 Modalis Therapeutics Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5年

機械及び装置 7年

工具、器具及び備品 3～7年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

特許実施権 13年

ソフトウェア（自社利用） 3年（社内における利用可能期間）

(2) 引当金の計上基準

① 役員株式報酬引当金

当社の役員に対する将来の当社株式等の給付に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

② 従業員株式報酬引当金

当社グループの従業員に対する将来の当社株式等の給付に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を

計上しております。

(3) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

当社グループは、当社独自の技術プラットフォームであるCRISPR-GNDM®技術を用いた創薬事業を行っており、i. 共同研究開発契約に関する収益、ii. ライセンス契約に関する収益の2つの収益形態があります。当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

i. 共同研究開発契約に関する収益

共同研究開発契約における当社の履行義務は、パートナーとの間で合意されたターゲットに対して、研究開発目的の範囲内で当社が有するCRISPR-GNDM®技術の使用を許諾すること及び当該領域で研究開発業務に対する役務の提供を行うことです。通常、当該研究開発にかかる業務を設定された共同研究開発期間において履行することによって研究成果が創出されることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しています。従って、これらの対価である契約一時金は、共同研究開発期間にわたり一定の期間で収益認識を行う方針としております。また、マイルストン収入は、事後に重大な戻入れが生じる可能性を考慮し、契約上定められたマイルストン条件が達成された時点で収益認識を行う方針としております。

ii. ライセンス契約に関する収益

ライセンス契約の内容は、パイプラインあるいは共同研究開発の成果に対する独占的な開発権や将来の製造販売権をパートナーに付与することであり、当該ライセンスは他の財又はサービスと区分され、また、当社は顧客が権利を有する知的財産に著しく影響を与える活動を行う予定はないため、「使用権」に該当すると判断しております。そのため、契約一時金は、顧客がライセンスからの便益を享受できるようになった一時点での収益認識を行う方針としています。開発マイルストン収入は、事後に重大な戻入れが生じる可能性を考慮し、契約上定められたマイルストン条件が達成された時点で、売上高に基づくロイヤルティ収入及びセールスマイルストン収入は、算定基礎となるための売上が発生した時点で収益認識を行う方針としております。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

③ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産を計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 582,023千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

場所	用途	種類	減損額 (千円)
(株) モダリス (当社)	遺伝子治療薬開発事業	一括償却資産	188

当社グループの事業は遺伝子治療薬開発事業の単一セグメントであり、連結の見地からグルーピングを行い、当社及び連結子会社であるModalis Therapeutics Inc.を合わせて一つの資産グループとしております。

医薬品の研究開発フェーズにあることから営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、事業の特性を鑑みると将来キャッシュ・フロー獲得の不確実性が高いため、減損損失を認識しました。固定資産の回収可能価額は、使用価値により測定して

おりますが、事業の不確実性を考慮した結果、将来キャッシュ・フローが見込めない
とし、零と評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式 69,403,998株

2. 当連結会計年度末における自己株式の数

普通株式 63株

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 8,499,300株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な安全性の高い預金等で運用し、必要な資金は主に第三者割当による株式発行により調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金、未払費用及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

該当事項はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (3) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ①収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	50円81銭
1株当たり当期純損失	28円57銭

(重要な後発事象に関する注記)

新株予約権の行使による増資

当連結会計年度終了後、2025年1月1日から2025年1月31日までの間に、第15回行使価額修正条項付新株予約権の行使前倒し指示を行い、一部について以下の通り権利行使がありました。

(1) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式	3,290,000株
(2) 増加した資本金		165,577千円
(3) 増加した資本準備金		165,577千円

これにより、2025年1月31日現在の普通株式の発行済株式総数は72,693,998株、資本金は1,924,565千円、資本準備金は2,679,565千円となっております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流動資産	3,005,142	流動負債	43,970
現 金 及 び 預 金	2,978,361	未 払 金	21,132
前 払 費 用	8,762	未 払 費 用	5,162
そ の 他	18,019	未 払 法 人 税 等	16,496
固定資産	463,553	預 り 金	1,179
投資その他資産	463,553	固定負債	4,446
関係会社長期貸付金	461,885	役員株式報酬引当金	822
そ の 他	1,667	従業員株式報酬引当金	3,624
		負 債 合 計	48,417
(純資産の部)			
株主資本	3,398,529		
資 本 金	1,758,987		
資 本 剰 余 金	3,080,722		
資 本 準 備 金	2,513,987		
その他の資本剰余金	566,735		
利 益 剰 余 金	△1,441,083		
その他の利益剰余金	△1,441,083		
繰越利益剰余金	△1,441,083		
自 己 株 式	△97		
新株予約権	21,748		
		純 資 産 合 計	3,420,278
資 产 合 計	3,468,695	負債及び純資産合計	3,468,695

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
事 業 収 益	-
事 業 費 用	
研 究 開 発 費	1,246,086
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	245,476
營 業 損 失	1,491,563
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	7,025
為 替 差 益	61,558
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	9,213
雜 収 入	11
營 業 外 費 用	77,808
社 債 発 行 費	5,304
株 式 交 付 費	20,377
雜 損 失	492
經 常 損 失	26,174
特 別 損 失	1,439,929
減 損 失	188
稅 引 前 当 期 純 損 失	1,440,117
法 人 稅、住 民 稅 及 び 事 業 稅	965
当 期 純 損 失	1,441,083

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,217,652	1,972,652	566,735	2,539,387
当期変動額				
新株の発行	1,205,109	1,205,109		1,205,109
転換社債型新株予約権付社債の転換	537,500	537,500		537,500
資本金から剰余金への振替	△1,201,273		1,201,273	1,201,273
準備金から剰余金への振替		△1,201,273	1,201,273	—
欠損填补			△2,402,547	△2,402,547
当期純損失(△)				—
株主資本以外の項目の当期変動額(税額)				—
当期変動額合計	541,335	541,335	—	541,335
当期末残高	1,758,987	2,513,987	566,735	3,080,722

	株主資本				新株予約権	純資産合計		
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計				
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
	繰越利益剰余金							
当期首残高	△2,402,547	△2,402,547	△97	1,354,394	26,430	1,380,824		
当期変動額								
新株の発行		—		2,410,218		2,410,218		
転換社債型新株予約権付社債の転換		—		1,075,000		1,075,000		
資本金から剰余金への振替	—	—		—		—		
準備金から剰余金への振替		—		—		—		
欠損填补	2,402,547	2,402,547		—		—		
当期純損失(△)	△1,441,083	△1,441,083		△1,441,083		△1,441,083		
株主資本以外の項目の当期変動額(税額)		—		—	△4,681	△4,681		
当期変動額合計	961,464	961,464	—	2,044,135	△4,681	2,039,453		
当期末残高	△1,441,083	△1,441,083	△97	3,398,529	21,748	3,420,278		

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によって処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

特許実施権 13年

3. 引当金の計上金額

① 役員株式報酬引当金

役員に対する将来の当社株式等の給付に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

② 従業員株式報酬引当金

従業員に対する将来の当社株式等の給付に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

③ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益及び費用の計上基準

当社は、当社独自の技術プラットフォームであるCRISPR-GNDM[®]技術を用いた創薬事業を行っており、i. 共同研究開発契約に関する収益、ii. ライセンス契約に関する収益の2つの収益形態があります。当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。
i. 共同研究開発契約に関する収益

共同研究開発契約における当社の履行義務は、パートナーとの間で合意されたターゲットに対して、研究開発目的の範囲内で当社が有するCRISPR-GNDM[®]技術の使用を許諾すること及び当該領域で研究開発業務に対

する役務の提供を行うことです。通常、当該研究開発にかかる業務を設定された共同研究開発期間において履行することによって研究成果が創出されることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しています。従って、これらの対価である契約一時金は、共同研究開発期間にわたり一定の期間で収益認識を行う方針としております。また、マイルストン収入は、事後に重大な戻入れが生じる可能性を考慮し、契約上定められたマイルストン条件が達成された時点で収益認識を行う方針としております。

ii. ライセンス契約に関する収益

ライセンス契約の内容は、パイプラインあるいは共同研究開発の成果に対する独占的な開発権や将来の製造販売権をパートナーに付与することであり、当該ライセンスは他の財又はサービスと区分され、また、当社は顧客が権利を有する知的財産に著しく影響を与える活動を行う予定はないため、「使用権」に該当すると判断しております。そのため、契約一時金は、顧客がライセンスからの便益を享受できるようになった一時点で収益認識を行う方針としています。開発マイルストン収入は、事後に重大な戻入れが生じる可能性を考慮し、契約上定められたマイルストン条件が達成された時点で、売上高に基づくロイヤルティ収入及びセールスマイルストン収入は、算定基礎となるための売上が発生した時点で収益認識を行う方針としております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産を計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 514千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 7,194千円

短期金銭債務 10,748千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

　営業取引による取引高

　　研究開発費

1,228,705千円

　営業取引以外の取引による取引高

　　受取利息

6,923千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

　普通株式

63株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

　繰越欠損金

2,348,033千円

　未払事業税

4,760千円

　役員株式報酬費用

188千円

　従業員株式報酬費用

168千円

　減損損失等

77,200千円

　その他

389千円

　　繰延税金資産小計

2,430,740千円

　評価性引当額

△2,430,740千円

　　繰延税金資産合計

- 千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Modalis Therapeutics Inc.	所有 直接100%	役員の兼任 研究開発の委託資金の貸付	研究開発の委託 (注1) 資金の貸付 利息の受取 (注2)	1,228,705 — 6,923	未払金 関係会社 長期貸付金 (注3) 未収収益	10,748 461,885 7,194

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 研究開発の委託費用は、Modalis Therapeutics Inc.と毎期交渉した料率を基礎に、金額を決定しております。
2. 資金の貸付は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. Modalis Therapeutics Inc.への関係会社長期貸付金に対して、当事業年度において関係会社貸倒引当金戻入益9,213千円を計上しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	48円97銭
1株当たり当期純損失	31円24銭

(重要な後発事象に関する注記)

当連結会計年度終了後、2025年1月1日から2025年1月31日までの間に、第15回行使価額修正条項付新株予約権の行使前倒し指示を行い、一部について権利行使がありました。

詳細につきましては、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社モダリス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務 執行社員 公認会計士 小出健治

指定有限責任社員
業務 執行社員 公認会計士 野田哲章

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社モダリスの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モダリス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社モダリス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 小 出 健 治

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 野 田 哲 章

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社モダリスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び主要な使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

株式会社モダリス 監査等委員会

常勤監査等委員 嶋根 みゆき

監査等委員 田島 照久

監査等委員 古田 利雄

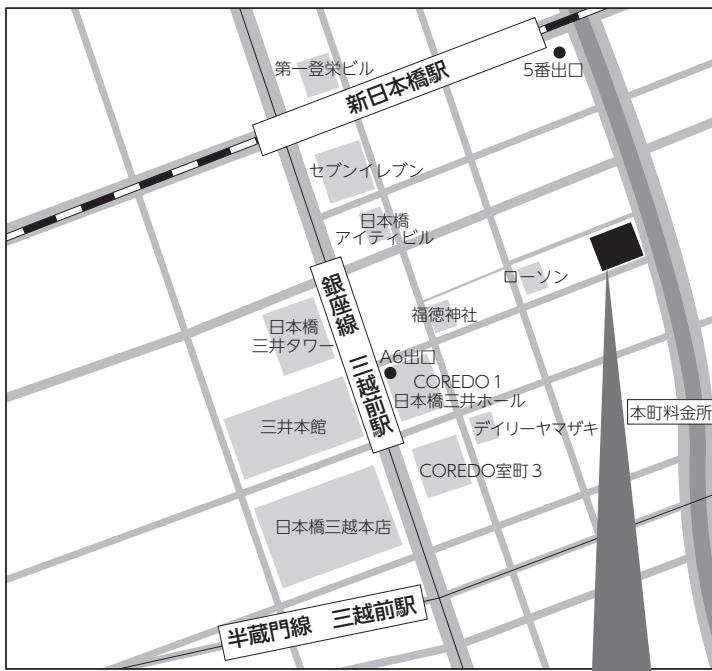
(注) 監査等委員嶋根みゆき、田島照久及び古田利雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

日 時

2025年3月27日(木曜日) 午前10時
(受付開始:午前9時30分)



交通のご案内

東京メトロ銀座線・半蔵門線
「三越前」駅 A6番出口より
徒歩3分

JR総武快速線
「新日本橋」駅 5番出口より
徒歩2分

駐車場はございませんので、お車での
ご来場はご遠慮ください。

会 場

日本橋ライフサイエンスビルディング
201大会議室

東京都中央区日本橋本町2丁目3番11号

スマートフォンやタブレット端末から
右記のQRコードを読み取るとGoogle
マップにアクセスいただけます。



株主総会の運営に大きな変更が生じる場合をはじめ、最新の情報を随時に
掲載・更新しておりますので、事前のご確認をお願いいたします。
当社ウェブサイト (<https://www.modalistx.com/jp/ir/meeting/>)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。